

令和元年度 第3回 久留米市国民健康保険運営協議会

日時:令和2年1月28日(火)13時30分

場所:久留米商工会議所 5階 Aホール

2 諮問

諮問事項説明資料

**(1)令和2年度の国民健康保険事業費納付金・
標準保険料率の本算定結果**

今回福岡県から提示されたもの

①納付金

県が医療費や所得水準に応じて決定した金額を、市町村が県に納めるもの。

②標準保険料率

各市町村が納付金を納めるために必要な保険料の料率で、都道府県が標準的なルールにより示すもの。

他市町村と比較するための
参考指標

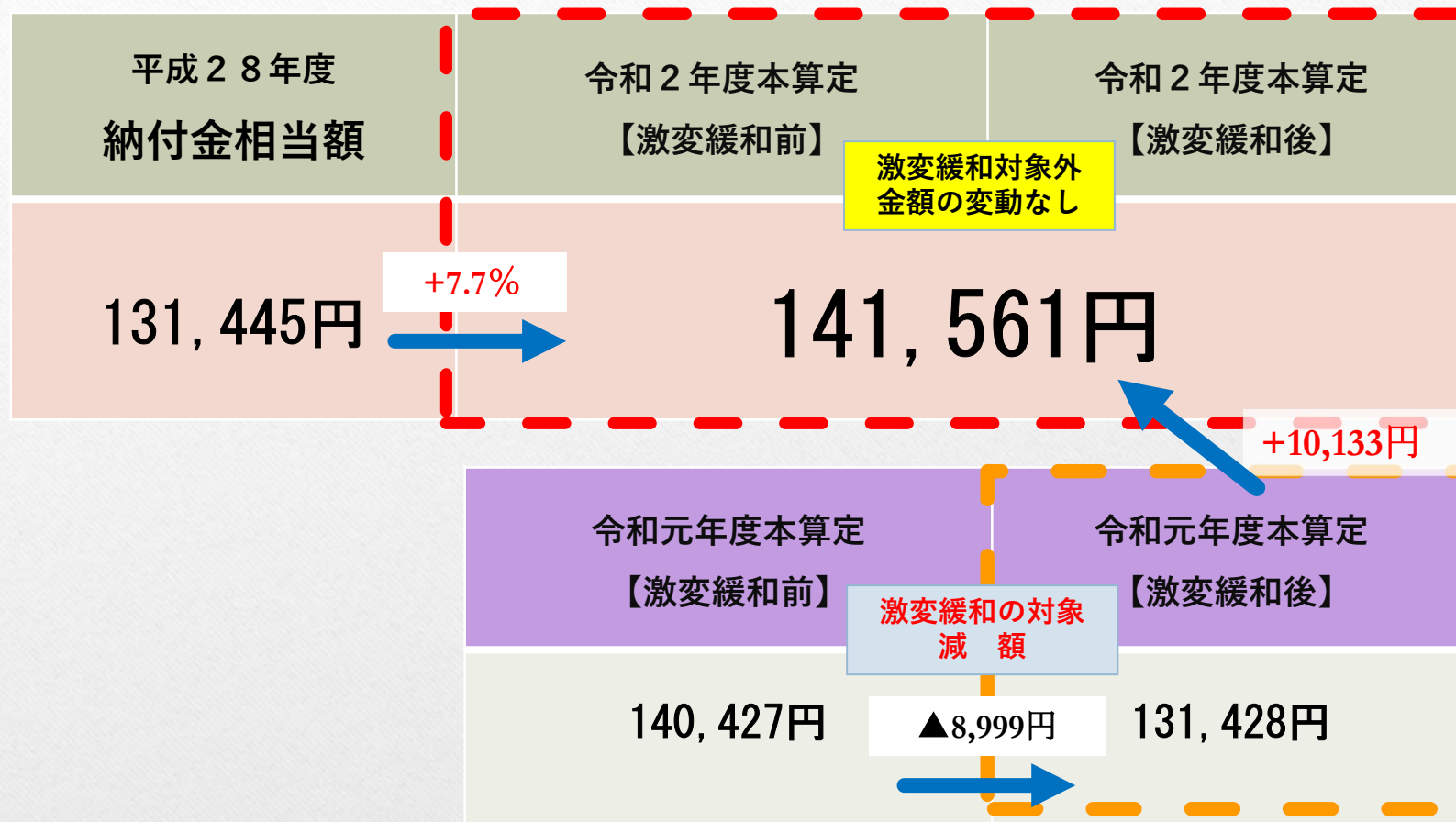
令和2年度 納付金(本算定)

■ 納付金額 92.2億円 (+3.9億円)

※ 令和元年度納付金額: 88.3億円

(1)令和2年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果

久留米市の一人あたり納付金(前年度との)比較

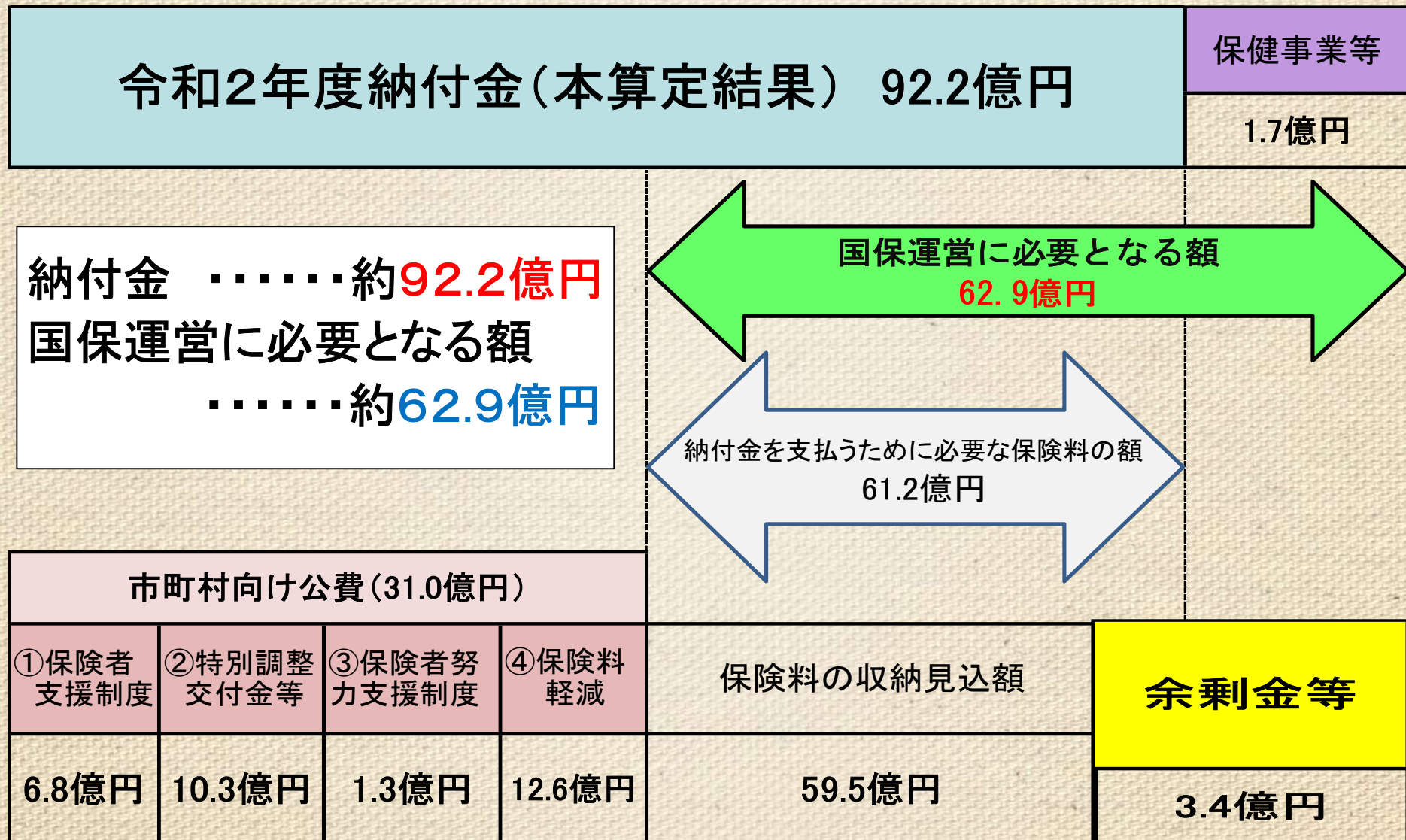


久留米市は一人あたりの納付金の伸び率が7.7%（平成28年度比）
→激変緩和の対象外（伸び率10.3%以上）

福岡県内市町村の1人あたり納付金状況(本算定)

市町村名	H28納付金 相当額 A (円)	R2納付金額 (激変緩和前) B (円)	順位	B/A (%)		R2納付金額 (激変緩和後) C (円)	順位	激変緩和後 C/A(%)
県平均	128,035	138,108	—	107.9		137,182	—	107.1
A	132,902	156,363	1	117.7	⇒	146,590	8	110.3
B	141,264	154,689	2	109.5	⇒	154,689	1	109.5
C	141,164	153,780	3	108.9	⇒	153,780	2	108.9
D	128,696	152,949	4	118.9	⇒	141,950	10	110.3
E	141,672	152,190	5	107.4	⇒	152,190	3	107.4
F	136,166	152,042	6	111.7	⇒	150,191	4	110.3
G	128,626	151,674	7	117.9	⇒	141,874	11	110.3
H	134,246	150,808	8	112.3	⇒	148,073	7	110.3
I	135,464	150,791	9	111.3	⇒	149,416	6	110.3
J	132,714	150,776	10	113.6	⇒	146,382	9	110.3
					⇒			
R	121,397	142,438	16	117.3	⇒	133,899	28	110.3
久留米市	131,445	141,561	17	107.7	⇒	141,561	12	107.7
S	132,271	141,347	18	106.9	⇒	141,347	13	106.9
T	124,675	140,529	19	112.7	⇒	137,515	21	110.3
					⇒			
X	124,373	113,070	58	90.9	⇒	113,070	57	90.9
Y	117,335	110,218	59	93.9	⇒	110,218	58	93.9
Z	95,041	109,622	60	115.3	⇒	104,830	60	110.3

(1)令和2年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果



財政収支を整えることができる見込み

⇒**現在の保険料水準でも運営可能**

(1)令和2年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果

令和2年度 標準保険料率

①福岡県内の標準保険料率(2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.9%	2.63%	2.44%
均等割	46,124円	15,088円	17,931円

②久留米市の標準保険料率(3方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.79%	2.60%	2.41%
均等割	28,061円	9,172円	10,956円
平等割	30,053円	9,823円	8,578円

③久留米市の標準保険料率(3-3-2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	8.84%	2.90%	2.24%
均等割	28,112円	8,966円	18,239円
平等割	22,634円	7,545円	-

【参考】久留米市の現行保険料率(3-3-2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	9.37%	2.66%	2.11%
均等割	27,200円	7,500円	14,700円
平等割	22,200円	6,400円	-

(2) 令和2年度の保険料に関する 制度改革について

(2) 令和2年度の保険料に関する制度改正について

- ① 国民健康保険料賦課限度額の引き上げ
- ② 国民健康保険料の軽減の対象となる所得基準の拡大

(2) 令和2年度の保険料に関する制度改正について

① 国民健康保険料賦課限度額の引き上げの内容

国民健康保険料の医療給付費分、介護納付金分の保険料負担の上限額(賦課限度額)を引き上げる。

	改正前	改正後
医療給付費分	61万円 	63万円
後期高齢者 支援金等分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円 	17万円
【 合 計 】	96万円 	99万円

保険料の調定額が増加する

(2) 令和2年度の保険料に関する制度改正について

②国民健康保険料の軽減の対象となる所得基準の拡大

世帯の所得が決められた基準額を下回る場合、保険料(均等割・平等割)の軽減を受けることができる。この基準額の算定に用いる、被保険者の人数に乘じる額の引き上げ。

これにより保険料の軽減対象者が拡大。

	改正前	改正後
5割軽減	【基礎控除額33万円+ 28万円×被保険者数】以下	【基礎控除額33万円+ 28.5万円×被保険者数】以下
2割軽減	【基礎控除額33万円+ 51万円×被保険者数】以下	【基礎控除額33万円+ 52万円×被保険者数】以下

保険料の調定額が減少するが、この減少分は一般会計繰入金で補填されるため国保財政への影響はない。

(3)令和2年度久留米市国民健康保険料率等
について(諮問)

①医療給付費分(基礎賦課分)、後期高齢者支援金等分および介護納付金分の保険料率等については、いずれも現行どおりに据え置くものとする。

②賦課限度額については、国の基準とする。

【参考】

- ・医療給付費分(基礎賦課分)
「610,000円」を「630,000円」に改定
- ・後期高齢者支援金等分
現行どおり「190,000円」とする
- ・介護納付金分
「160,000円」を「170,000円」に改定

3 審議

(1) 令和2年度久留米市国民健康保険料率等の 諮問について

諮問に対するご意見

(2) 答申の附帯意見について

答申に、委員からの意見や要望等を付けることができます。

【参考】前回(令和元年度)の附帯意見

(1) 国民健康保険事業費納付金について

- ・納付金の上昇が、被保険者への大幅な負担増とならないよう、国や県に財政措置を要望するとともに、市においても慎重な対応を行うこと。
- ・納付金に関する情報提供を県に求め、被保険者に対し分かりやすい説明に努めること。

(2) 国保財政の安定化について

- ・特定健診・特定保健指導の実施率向上やCKD対策事業などの生活習慣病重症化予防対策を効果的に取り組み、また被保険者の自主的な健康増進を図る仕組みづくりなど、健康寿命延伸の取り組みに努め、国保財政の歳出抑制を図ること。
- ・保険料の収納率を維持していくとともに、負担の公平性などの観点からも、引き続き収納対策の強化を図り、歳入確保に努めること。

4 その他

今後の国民健康保険運営協議会について

【答 申】

日 時 : 令和2年2月5日(水) 15:00～

会 場 : 市長応接室

内 容 : 諮問に対する答申